

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年2月20日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和5年度大気環境調査測定業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13040091
(3) 物品委託役務内容	市内の大気汚染状況を把握するため、市内13か所で大気環境測定を行うもの。
(4) 納入・履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市内一円
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	測定・検査>環境測定(計量証明事業)<大気・悪臭>
イ	法令等による登録等	計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による広島県知事の計量証明事業（濃度）の登録を受けていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和5年2月20日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和5年2月20日～ 令和5年3月13日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和5年2月20日～ 令和5年2月28日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 生活環境部 環境先進都市推進課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館1階） 電話番号 082-420-0928 /ファックス番号 082-421-5601 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和5年3月3日～ 令和5年3月13日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和5年3月9日～ 令和5年3月10日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和5年3月13日 午後1時50分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和5年度大気環境調査測定業務仕様書

1 業務の名称

令和5年度大気環境調査測定業務

2 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

東広島市内一円

4 業務目的

市内の大気汚染状況を把握するためのものである。

5 委託業務実施責任者

- (1) 受注者は契約締結後、本委託業務における委託業務実施責任者を選任し、発注者に通知するものとする。
- (2) 委託業務実施責任者は、計量法に基づく環境計量士（濃度）の登録を有する者を選任するものとし、(1)の通知の際に当該計量士の区分に係る計量士登録証の写しを添付するものとする。
- (3) 委託業務実施責任者は、受注者と直接的な雇用関係を有する者とし、(1)の通知の際に雇用関係を確認する書類（社員証、雇用証明書）の写しを添付するものとする。
- (4) 委託業務実施責任者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

6 計量証明事業所の場所

広島県内の計量証明事業所で業務を行うこと。

7 調査箇所

東広島市内調査地点(13地点)別紙地図のとおり

- | | |
|---------|---------|
| ①市役所 | ②八本松出張所 |
| ③志和出張所 | ④高屋出張所 |
| ⑤吉川工業団地 | ⑥磯松工業団地 |
| ⑦吉行工業団地 | ⑧板城小学校 |
| ⑨安芸津支所 | ⑩黒瀬支所 |
| ⑪河内支所 | ⑫豊栄支所 |
| ⑬福富支所 | |

8 測定内容

項目	地点数	調査場所
ア 降下ばいじん	1 地点	調査地点①
イ 浮遊粉じん濃度	13 地点	調査地点①～⑬
ウ NO 濃度	13 地点	調査地点①～⑬
エ NO ₂ 濃度	13 地点	調査地点①～⑬
オ NO _x 濃度	13 地点	調査地点①～⑬
カ SO ₂ 濃度	13 地点	調査地点①～⑬

9 測定頻度及び測定・分析期間

(1) 毎月(12回/年)、次の測定期間及び分析期間に従って、測定内容項目について測定を行い分析する。

測定期間	分析期間
(3月～4月分) 令和5年3月22日～令和5年4月21日	測定終了日から9日間
(4月～5月分) 令和5年4月22日～令和5年5月21日	測定終了日から9日間
(5月～6月分) 令和5年5月22日～令和5年6月21日	測定終了日から9日間
(6月～7月分) 令和5年6月22日～令和5年7月21日	測定終了日から9日間
(7月～8月分) 令和5年7月22日～令和5年8月21日	測定終了日から9日間
(8月～9月分) 令和5年8月22日～令和5年9月21日	測定終了日から9日間
(9月～10月分) 令和5年9月22日～令和5年10月21日	測定終了日から9日間
(10月～11月分) 令和5年10月22日～令和5年11月21日	測定終了日から9日間
(11月～12月分) 令和5年11月22日～令和5年12月21日	測定終了日から9日間
(12月～1月分) 令和5年12月22日～令和6年1月21日	測定終了日から9日間
(1月～2月分) 令和6年1月22日～令和6年2月21日	測定終了日から9日間
(2月～3月分) 令和6年2月22日～令和6年3月21日	測定終了日から9日間

※測定期間は概ね上記のとおりとするが、休日・祝祭日、天候等の都合により多少前後することもある。

- (2) 試料採取は受注者が行うこととし、調査地点を巡回し、採取すること。
 (3) 各月の測定期間を変更する場合は、発注者と受注者が協議して決定する。

10 サンプルング方法及び検査方法

(1) サンプルング方法

測定項目	サンプルング方法
① 降下ばいじん量 (t/km ² /月)	デポジットゲージ法 試料採取時間 1ヶ月間
② 浮遊粒子状物質濃度 (mg/m ³)	ハイボリュームエアースAMPLER (積算流量計付) 10ミクロン以上除く 試料採取時間 24時間
③ NO濃度 (ppm)	分子拡散サンプラー法 試料採取時間 1ヶ月間
④ NO ₂ 濃度 (ppm)	分子拡散サンプラー法 試料採取時間 1ヶ月間
⑤ NO _x 濃度 (ppm)	分子拡散サンプラー法 試料採取時間 1ヶ月間
⑥ SO ₂ 濃度 (ppm)	分子拡散サンプラー法 試料採取時間 1ヶ月間

(2) 検査方法

測定項目	検査方法	定量下限値	
① 降下ばいじん量 (t/km ² /月)	①貯水量	0.01L	
	②ばい塵総量	重量法	0.01t/km ² /月
	③不溶性物質総量	重量法	0.01t/km ² /月
	④タール分	重量法	0.01t/km ² /月
	⑤タール分以外の可燃性物質	不溶-(灰分+タール)	0.01t/km ² /月
	⑥灰分	重量法	0.01t/km ² /月
	⑦不溶解性鉄	原子吸光光度法	0.01t/km ² /月
	⑧溶解性物質総量	重量法	0.01t/km ² /月
	⑨pH	JIS K-0102(2008) 12.1	小数第一位
	⑩カルシウムイオン	JIS K-0102(2008) 50	0.01t/km ² /月
	⑪塩化物イオン	JIS K-0102(2008) 35	0.01t/km ² /月
	⑫鉄(2価)イオン	JIS K-0102(2008) 57	0.001t/km ² /月
	⑬硫酸イオン	JIS K-0102(2008) 41	0.01t/km ² /月

② 浮遊粒子状物質濃度 (mg/m ³)	重量法	0.001 mg/m ³
③ NO 濃度 (ppm)	吸光光度法	0.002ppm
④ NO ₂ 濃度 (ppm)	吸光光度法	0.002ppm
⑤ NO _x 濃度 (ppm)	吸光光度法	0.002ppm
⑥ SO ₂ 濃度 (ppm)	イオンクロマト法	0.002ppm

1.1 その他特記事項

(1) 試料採取及び分析における総合的な信頼性を確保するために、次の条件で二重測定を実施すること。

ア 二重測定は一連の試料採取において試料数の 10%程度の頻度で行う。

イ 同一条件で採取した 2 つ以上の資料について同様に分析し、定量下限以上の濃度の測定対象物質について両者の差が 30%以下であることを確認する。

ウ 二重測定の結果、両者の差が 30%を超えた場合は、受注者の責任において再測定を行う。

(2) 証明データとして扱うことが不適切であると考えられる場合、事前に報告及び協議を行うこと。また、ハイボリュームエアースンプラー法によるサンプリングについては、状況により試料の再採取及び再計量を行うこととする。

(3) 各測定機器に設置する試料採取に使用するサンプラー等については、受注者負担で取替え洗浄等測定に適した状態を保つこととする。

(4) 採取した試料については、分析に影響が出ないように運搬すること。

(5) 百葉箱等の取替えが発生した場合、百葉箱等の購入は市が行い、取替え作業（廃棄も含む）は受注者が行うこととする。また、百葉箱等の損傷状況（破損や塗装、腐食、錆など）について、年 1 回の報告を写真付きで書面にて行うこと。

(6) NO、NO₂、NO_x、SO₂ 濃度の測定において、3 月～4 月分については、令和 4 年度業務の受注者が設置したサンプラーを使用し行うこと。また、2 月～3 月測定分のサンプラーの回収を行うときには、令和 6 年度業務の 3 月～4 月測定分のサンプラーを設置すること。

1.2 打合せ

(1) 打合せ回数・時期

打合せについては、下表に示すとおりとする。

打合せ回次	打合せ時期	備考
初回	作業着手段階	対面打合せを基本とする。
最終	取りまとめ段階	電話打合せ可とする。

※原則上記のとおりとするが、この他に協議の必要がある場合はこの限りではない。

1.3 検査結果の報告

(1) 受注者は、毎月の検査業務終了後、調査地点ごとに次の書類を提出期限までに、

発注者（環境先進都市推進課）へ提出すること。

提出書類	提出期限
①計量証明書又は分析測定結果報告書	分析後 14 日以内
②環境評価指針分析解説書（所見）	分析後 14 日以内
③年間データ集計表作成	令和 6 年 3 月 31 日まで
④百葉箱損傷状況報告書	令和 6 年 3 月 31 日まで

(2) 提出部数

ア 提出書類①～③

①、②については書面 2 部、③については電子媒体（PDF）1 部とする。

イ 提出書類④

書面 1 部とする。

1 4 委託料の支払い

本業務の委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。

1 5 その他

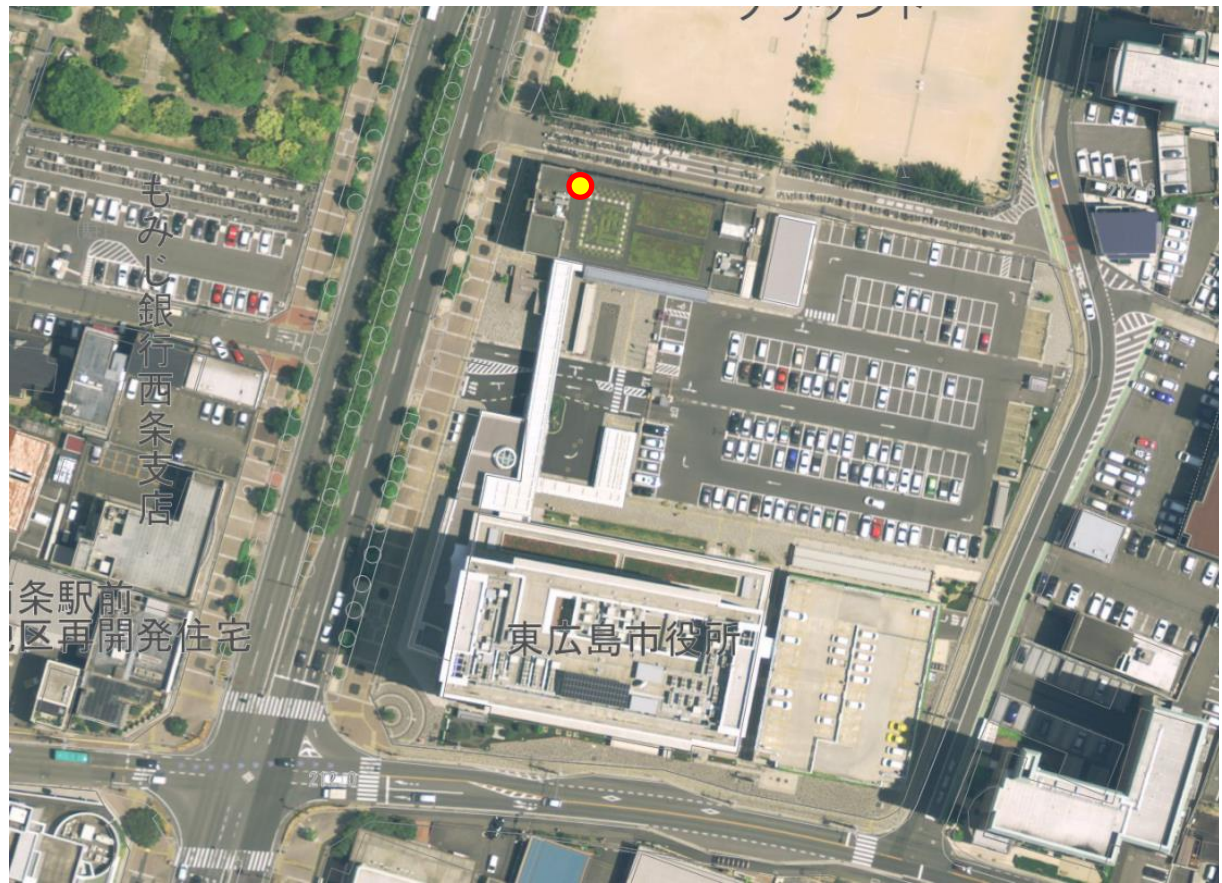
- (1) 受注者は、業務の実施に当たっては、法令等を遵守し、事故の防止と安全確保のための必要な措置を講じること。
- (2) 業務の実施に当たっては、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑をおよぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を払うこと。
- (3) 業務の実施に当たっては、検査対象施設で執務する職員等に対して礼儀正しく対応し、不快感を与えるような言動その他の職員等の迷惑とならないよう注意すること。
- (4) 業務の実施に当たって、万一事故が発生したときは、迅速かつ的確な処理を講じたうえで、速やかに発注者に報告すること。
- (5) その他、業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、双方協議の上実施すること。

1 6 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市生活環境部 環境先進都市推進課 環境管理係
電 話 (082) 420-0928 (直通)
ファックス (082) 421-5601

調査地点（市役所本庁、支所、出張所など）

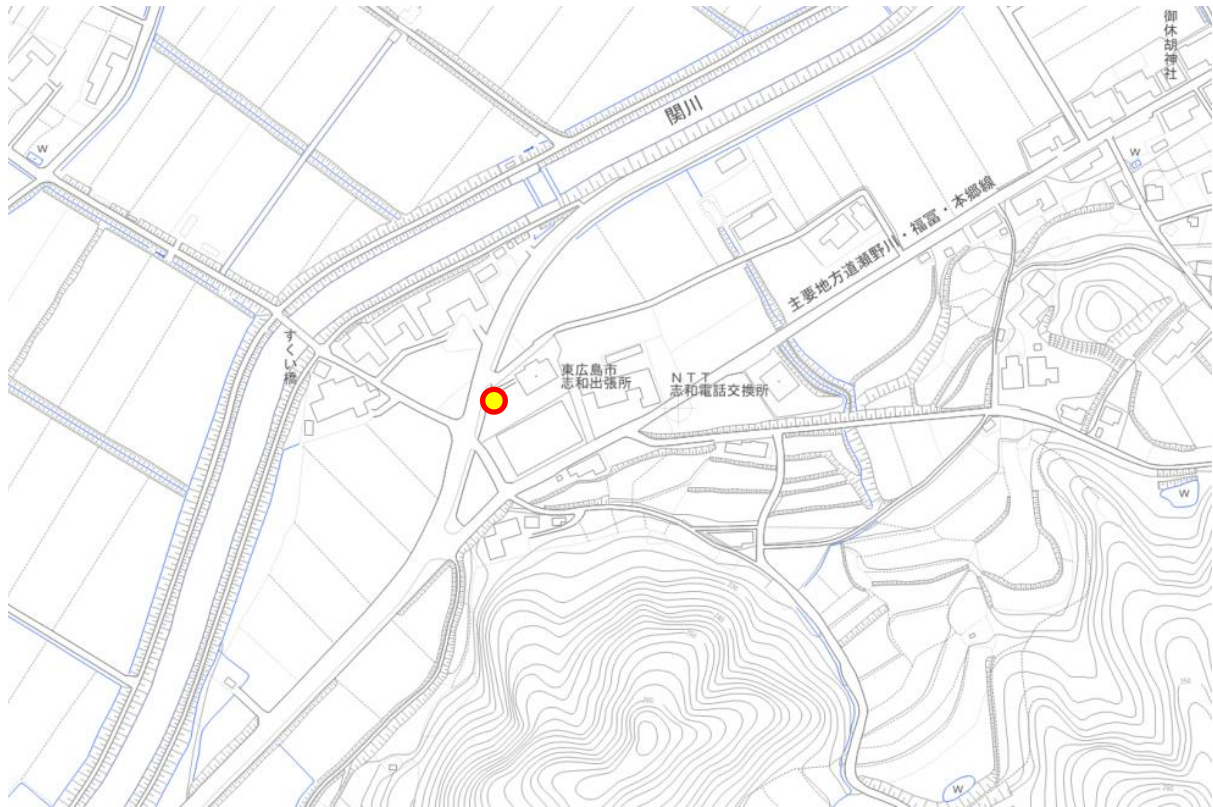
①市役所（東広島市西条栄町8-29）



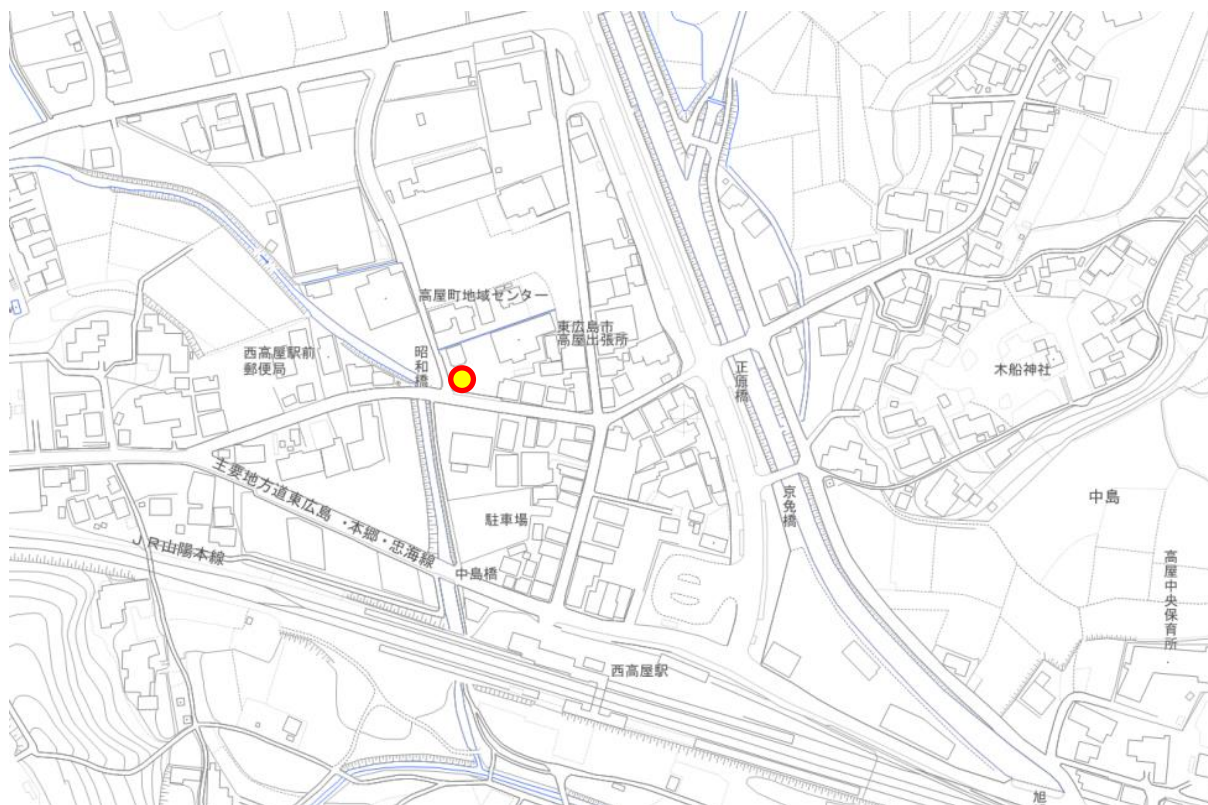
②八本松出張所（東広島市八本松町原10128-200）



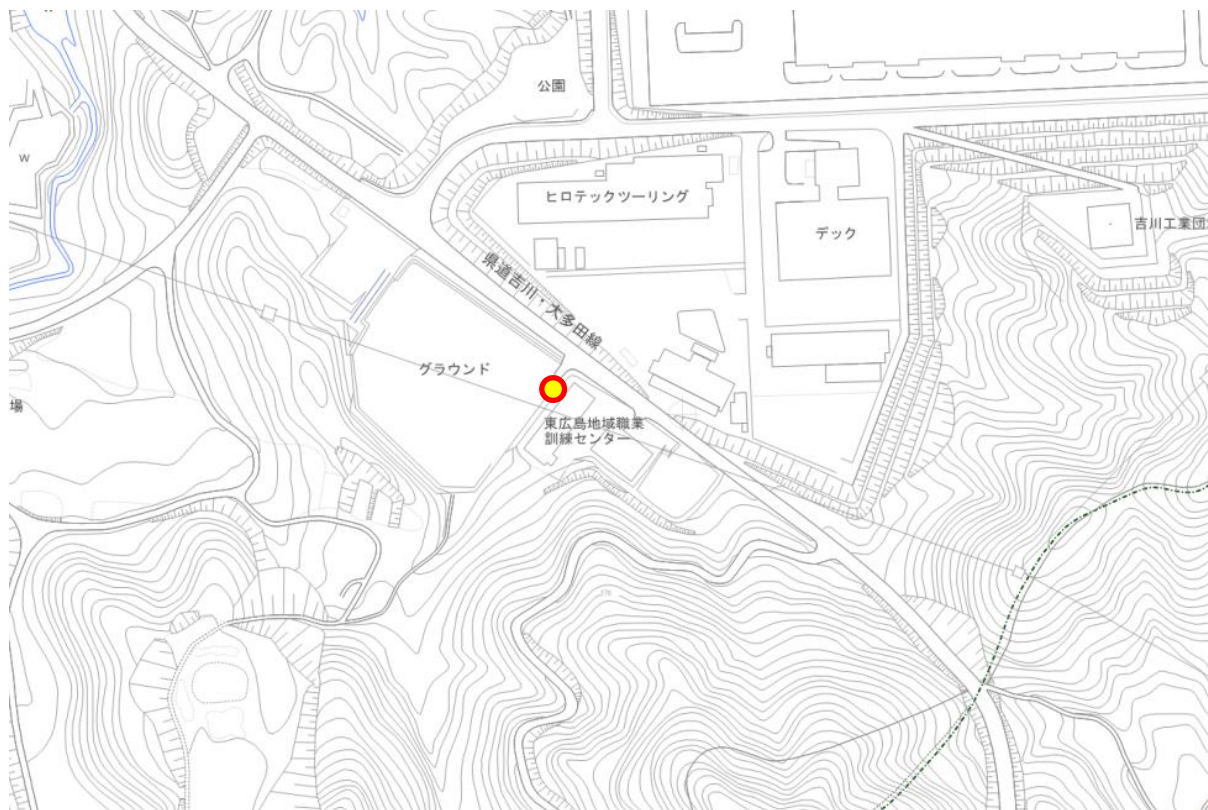
③志和出張所 (東広島市志和町志和堀 4 1 2 3 - 6)



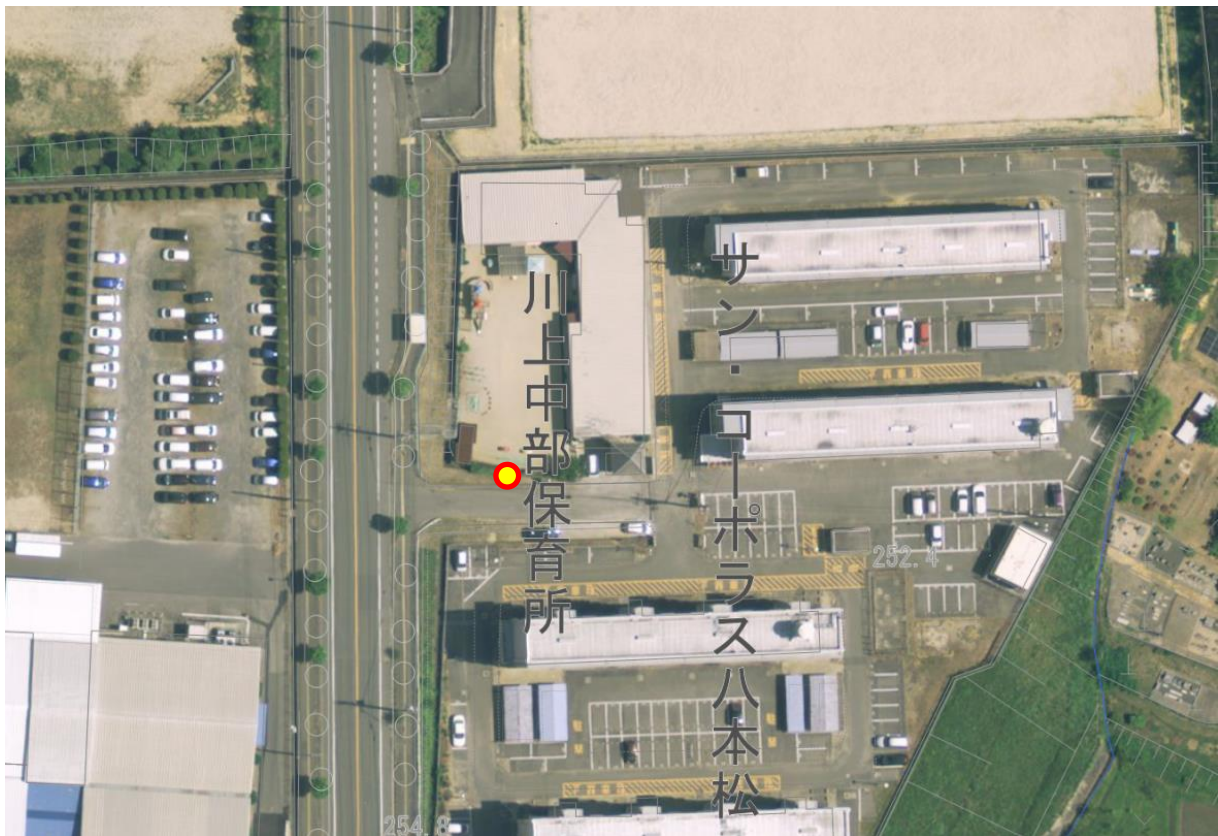
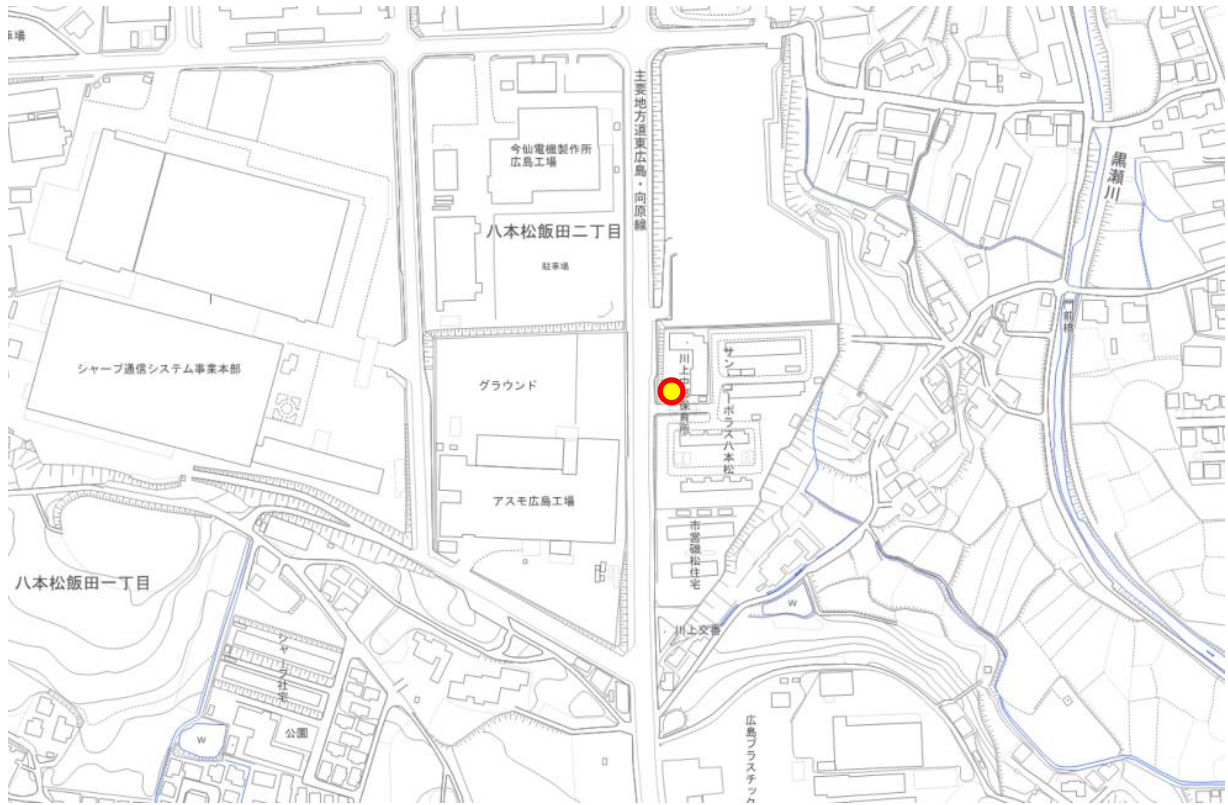
④高屋出張所 (東広島市高屋町杵原1334-2)



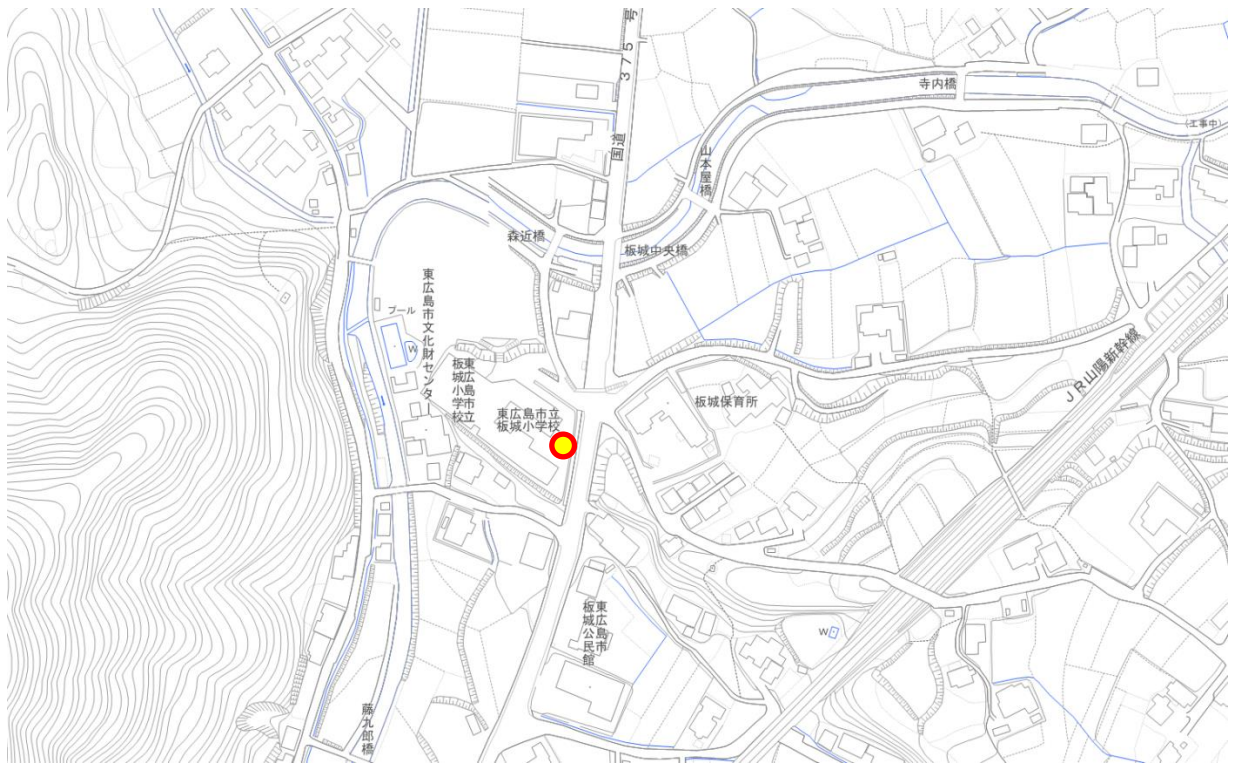
⑤吉川工業団地 (八本松町吉川5782-58)



⑥磯松工業団地 (東広島市八本松飯田二丁目 17番5号)



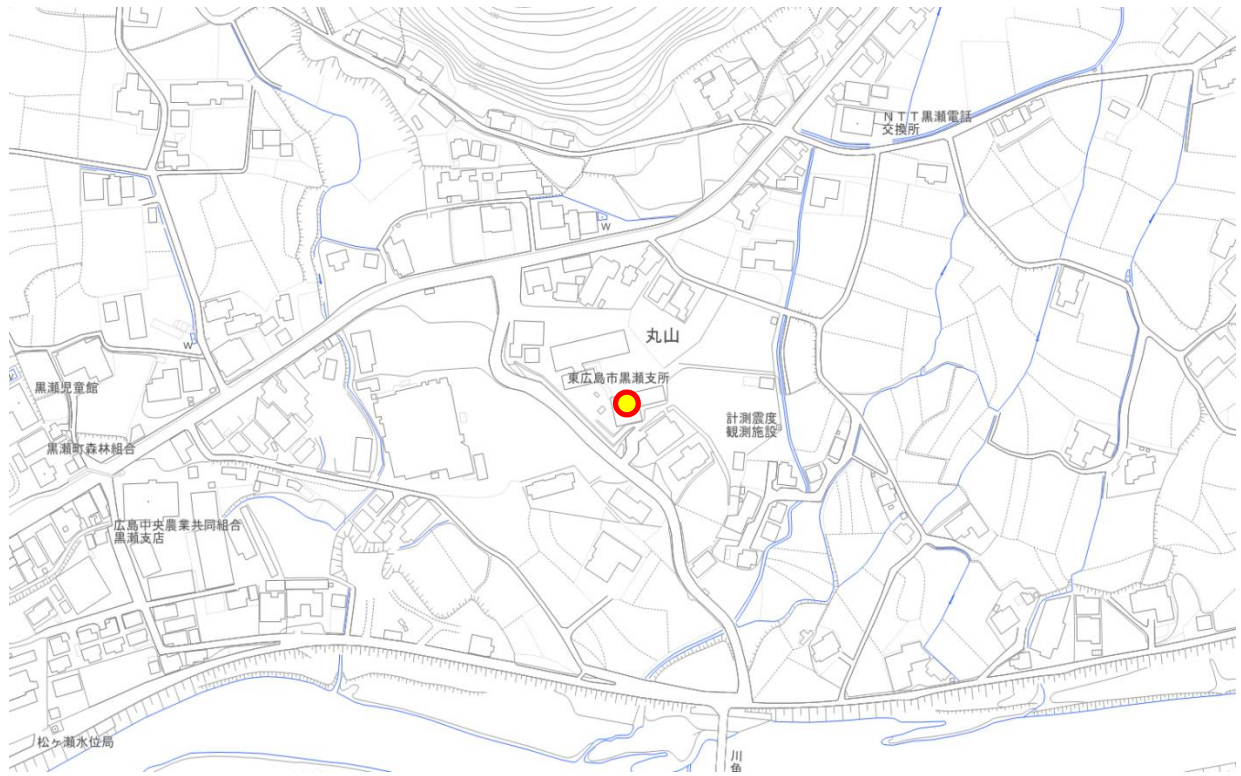
⑧板城小学校 (東広島市西条町森近234番地1)



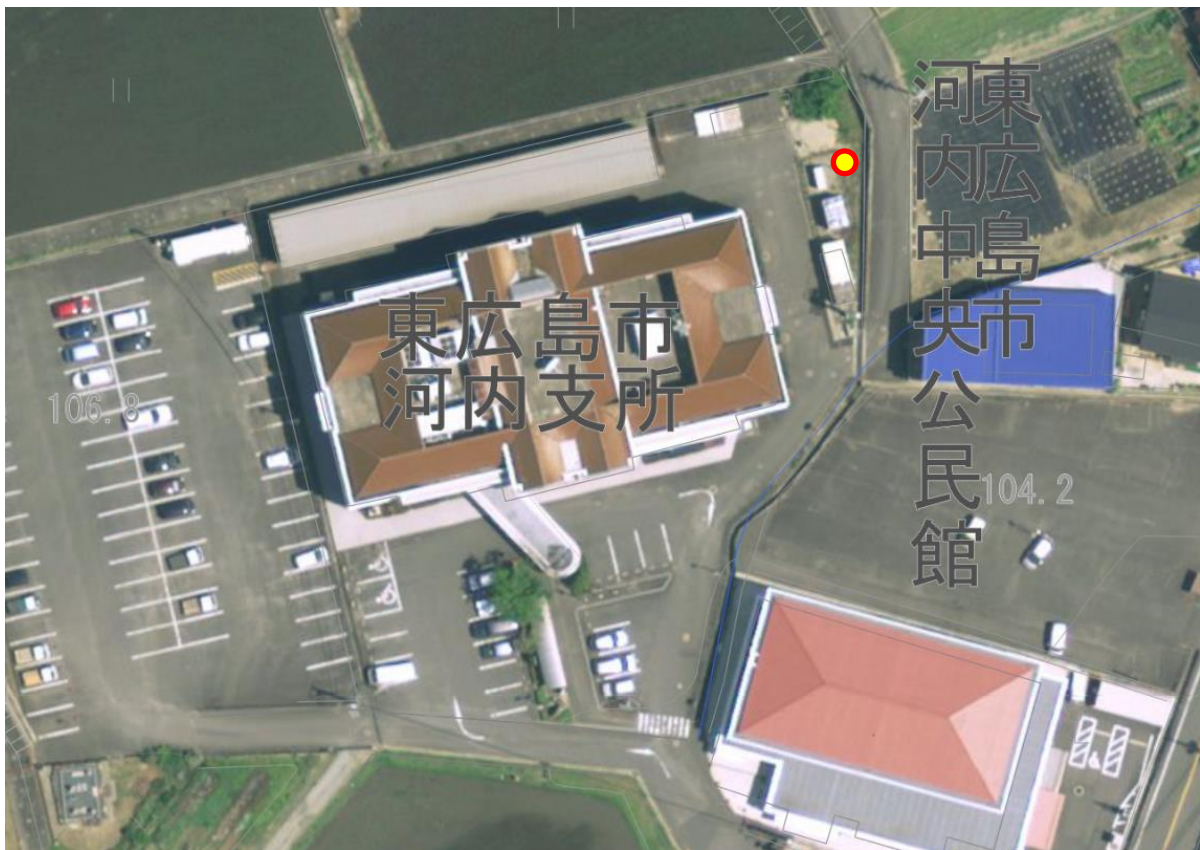
⑨安芸津支所 (東広島市安芸津町三津 5 5 5 6 - 1)



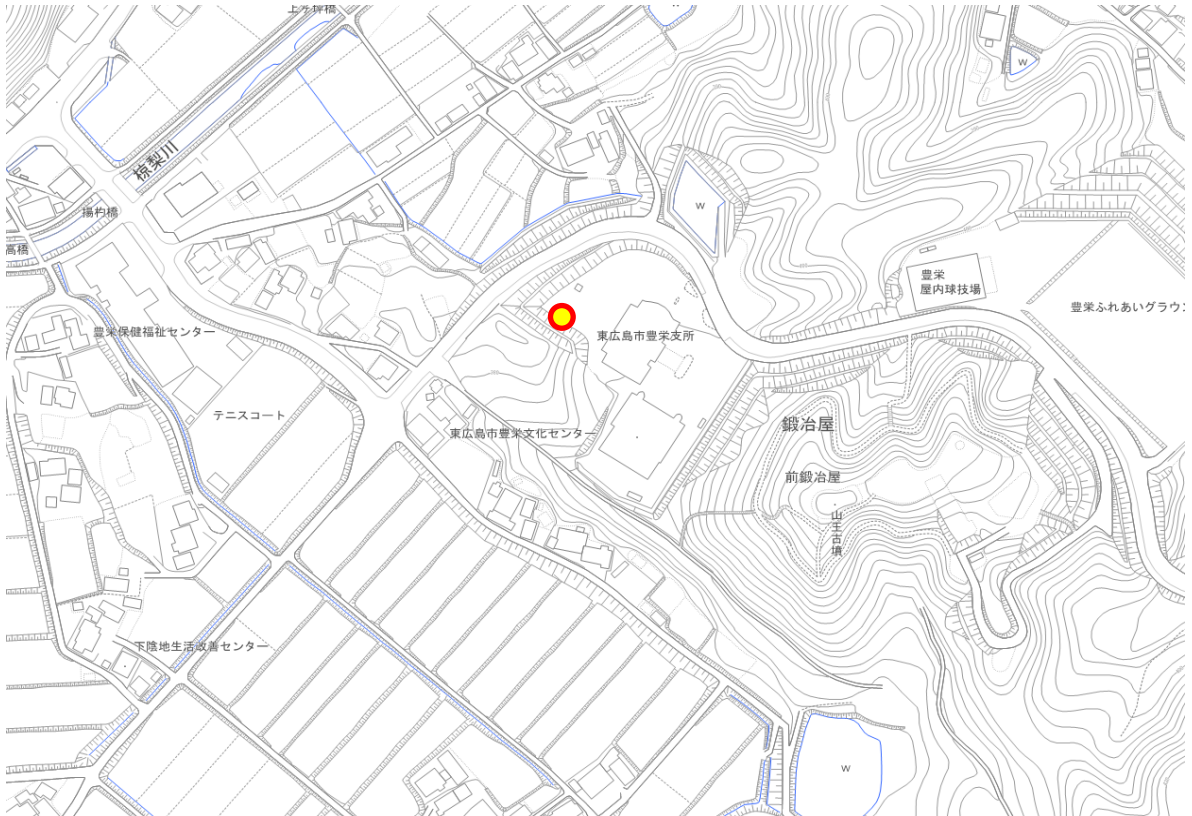
⑩黒瀬支所 (東広島市黒瀬町丸山1333)



⑪河内支所 (東広島市河内町中河内1166)



⑫豊栄支所 (東広島市豊栄町鍛冶屋963-2)



⑬福富支所 (東広島市福富町久芳1545-1)

